

公立大学法人滋賀県立大学の広報に在り方に関する現状調査および分析業務委託
プロポーザル実施要領

1. 目的

この要領は、公立大学法人滋賀県立大学会計規則（平成18年公立大学法人滋賀県立大学規則第4号）、公立大学法人滋賀県立大学契約事務取扱規程（平成18年公立大学法人滋賀県立大学規程第54号。以下「取扱規程」という。）のほか、公立大学法人滋賀県立大学（以下「本学」という。）が、契約締結の相手方となる事業者の選定にあたり、公募型プロポーザルの実施方法等、必要な事項を定める。

2. 業務概要

(1) 業務名

公立大学法人滋賀県立大学の広報の在り方に関する現状調査および分析業務委託

(2) 業務内容

①本学の認知度等に関する現状調査

基本理念などを整理した上で、本学の特徴や強み・弱みを分析し、受験生および社会一般に対してより効果的に大学の魅力を発信できるように現状の調査を行う。学外調査について受託者が実施するとともに、必要となる学内調査を本学に対して提案・支援する。

②上記調査結果の分析

本学および受託者が実施した調査結果を、専門的な知見や豊富な実践経験から分析する。

③報告会の開催、広報戦略委員会への助言

調査・分析結果および広報戦略の方向性について、本学において本学役員および教職員に対して報告会を行う。また、本学の求めに応じて広報戦略委員会（年6回を想定）に出席し、現状調査・分析結果および他大学の成功例・失敗例から助言を行う。

④打ち合わせ等

委託業務を円滑に遂行するため、適時本学との打ち合わせ、協議を行うこと。また、本学の作業も含んだ委託業務の進捗管理について、随時または本学の求めに応じて報告を行うこと。

(3) 業務期間 契約締結の日から平成29年3月31日まで

3. 予定価格

金 4,000,000円（消費税額および地方消費税額を含む）

なお、経費の一切を含むものとする。

4. 実施形式

公募型

5. スケジュール

平成28年 1月26日(火) 公募開始

平成28年 2月 1日(月) プロポーザル説明会

平成28年 2月 5日(金) 質疑受付締切

平成28年 2月10日(水) 質問および回答の公開

平成28年 2月17日(水) 参加申込書・企画提案書および参加資格審査申請書等の提出締切

平成28年 2月26日(金) プレゼンテーション審査

6. 参加資格

- (1) 滋賀県物品の買入れ等に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱(昭和57年滋賀県告示第142号)に規定する資格を有すると認められる者であること。
- (2) (1)に規定する者以外の者でプロポーザルに参加する資格を得ようとする者に対しては、滋賀県が定める審査に関する取扱いに準じて審査し、資格を与えるものとする。申請する者は、提出期間内に「17.問い合わせ先」に記載のある担当窓口にて「参加資格審査申請書」を提出しなければならない。提出期間は、平成28年2月1日(月)から同年2月17日(水)までの各日9時から17時(12時から13時を除く。)までとする。
- (3) [注1]に規定する者に該当しない者であること。

7. 説明会の日時および場所

平成28年2月1日(月) 午前10時00分～

滋賀県立大学 A1棟208会議室

説明会への申し込みは不要。

8. 質疑・応答

- (1) 任意の様式に質問内容を記入し、郵送、電子メールまたはFAXにて提出すること。
- ※電子メールの場合は、メール件名を「広報現状調査および分析業務委託質問(〇〇会社)」とすること。
- ※郵送の場合は、受け取り日時および配達されたことが証明できる方法によることとし、提出期間中に到着すること。郵便事故等については提出者のリスク負担とする。

※電子メールまたはFAXの場合は、必ず電話で送信した旨を伝え、経営企画グループで着信したことを確認すること。

※電話や口頭での質問や提出期間を過ぎた質問は受付けない。

(2) 提出期間 平成28年2月1日（月）から同月5日（金）（土曜日、日曜日を除く。）までの各日9時から17時（12時から13時を除く。）までとする。

(3) 提出先 「17.問い合わせ先」に記載のある担当窓口

(4) 回答方法

平成28年2月10日（水）に本学ウェブサイトにて質問および回答を公開する。

9. 参加申込の手続き

プロポーザルへの参加を希望する事業者は、本実施要領、仕様書および公立大学法人滋賀県立大学契約事務取扱規程等の各規定を理解した上で、次の書類等を提出すること。

(1) 提出書類等

下記ア～エの書類を下記の順番に綴じ、10部提出すること。なお、様式1、2および見積書については原本1部、写し9部とする。

ア 【様式1号】参加申込書

イ 【様式2号】法人等の概要

ウ 【様式3号】業務受託実績調書

エ 企画提案書

オ 見積書

カ 参加資格審査申請書（6. 参加資格(1)に規定する者以外の者）

(2) 提出期間 平成28年2月1日（月）から同月17日（水）（土曜日、日曜日を除く。）までの各日9時から17時（12時から13時を除く。）までとする。

(3) 提出方法 持参または郵送にて提出すること。

※郵送の場合は、受け取り日時および配達されたことが証明できる方法によることとし、提出期間中に到着すること。郵便事故等については提出者のリスク負担とする。

(4) 提出先 「17.問い合わせ先」に記載のある担当窓口

10. 企画提案書作成方法

(1) 企画提案書記載事項

公立大学法人滋賀県立大学の広報の在り方に関する現状調査および分析業務委託仕様書に基づき、次の1～5の各項目順に内容を記載した企画提案書を提出するこ

と。ただし、下記項目に加えて、新たな項目について提案を行うことは妨げない。

- 1 本学の広報の在り方に関する現状調査および分析について
 - ・調査および分析を実施する目的および具体的な調査手法。
 - ・効果目標。
 - ・同様の調査および分析のノウハウ、過去のデータ。
- 2 実施体制等について
 - ・業務の進め方、実施体制および担当者。
 - ・本学と提案者の役割分担。
 - ・実施スケジュール。
- 3 業務受託実績について
 - ・過去5年の間に受託された今回の業務内容と同様・類似の業務実績。
- 4 見積金額について
- 5 その他
 - 今後本学が策定を行う広報戦略に関して、その策定方針・留意点についての提案などがあれば記載すること。

(2) 留意事項

- ア 企画提案書はA4版、10ページ以内（表紙を除く）とすること。表紙に「公立大学法人滋賀県立大学の広報に在り方に関する現状調査および分析業務委託」と記載し、余白に会社名等を記入すること。
- イ 企画提案書は専門的な知識がない者でも理解できる表現に配慮すること。
- ウ 必要に応じて補足資料の提出を求められることがある。
- エ 企画提案書の提出は1社（者）につき1案とする。

11. 審査方法

本要領および仕様書等に基づき提出された企画提案書等について、公立大学法人滋賀県立大学の広報の在り方に関する現状調査および分析業務委託プロポーザル審査委員会が審査します。

(1) 審査方法

本学が設置する審査会による審査を経て、予定価格の範囲内において評価の合計点が最も高い者を委託先候補者として選定する。審査会では、企画提案者による企画提案書等に基づくプレゼンテーション審査を実施する。なお、応募者が多数の場合、書類審査で5者程度に絞り込みを行った上で、審査会を行う。

(2) 審査日 平成28年2月26日（金）

(3) 詳細な日時・会場等は、企画提案書等を提出した者に対して別途通知する。

(4) 審査項目

下記の項目を基本に審査を実施する。（合計100点）

項番	評価項目	配点
1	<p>本学の広報の在り方に関する現状調査および分析について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・調査および分析を実施する目的および具体的な調査手法は、今後の広報戦略を定めようとする本学の目的や基本方針と合っているか。 ・本業務を理解した効果目標を明示できているか。 ・効果目標を達成できる内容になっているか。 ・同様の調査・分析のノウハウや過去のデータ、他大学の広報戦略の成功例・失敗例を持ち合わせているか。またそれらの経験を活かした提案内容となっているか。 	50
2	<p>実施体制等について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・業務の進め方、実施体制および担当者は適切であるか。 ・本学と提案者の役割分担が明示されており、本学の負担軽減に配慮された提案であるか。 ・実施スケジュールが適切であるか。 	20
3	<p>業務受託実績について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・過去5年の間に受託された今回の業務内容と同様・類似の業務実績があるか。 	10
4	<p>見積金額について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・見積金額は必要最小限であるか。 	10
5	<p>その他</p> <ul style="list-style-type: none"> ・今回の調査・分析を踏まえ、今後本学が策定を行う広報戦略に関して、その策定方針・留意点についての提案などがあるか。 	10

12. 審査結果

- (1) 通知方法 プレゼンテーション審査を受けた全ての提案者に文書にて通知します。
- (2) 通知時期 平成28年3月上旬を予定

13. 提出書類の取扱い

- (1) 提出された全ての書類は、返却しません。
- (2) 提出後の差替および追加、削除は認めません。
- (3) 提出された書類は、提出した者に無断で、このプロポーザルにかかる審査以外には利用しません。

14. 契約相手方の決定

審査会で選定された提案者は、企画提案書等の内容について、事務局経営企画グループと詳細な内容について協議を行い、正式な見積書を提出し、その額が予定価格の範囲内であれば、契約の相手方として決定し、契約書を交わす。

なお、協議が整わない場合は、次点として選定された者と同様の手続きを行うこととする。

15. その他

(1) 言語および通貨単位

手続きにおいて使用する言語および通貨単位は、日本語および日本国通貨に限ります。

(2) 費用負担

書類作成および提出にかかる費用など、必要な経費はすべて提出者の負担とします。

緊急やむを得ない理由等により、本公募型プロポーザルを実施することができないと認めるときは、停止、中止または取り消すことがあります。なお、この場合において本公募型プロポーザル方式に要した費用を本学に請求することはできません。

(3) 参加辞退の場合

参加申込書の提出後、都合により参加を辞退することになった場合は、速やかに辞退届（様式任意）を「17.問い合わせ先」に記載のある担当窓口へ提出してください。

(4) 失格事項

次のいずれかに該当した場合は、その者を失格とします。

ア 参加資格要件を満たしていない場合

イ 提出書類に虚偽の記載があった場合

ウ 実施要領等で示された、提出期日、提出先、提出方法、書類作成上の留意事項等の条件に適合しない書類の提出があった場合

エ 選定結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合

オ 見積書の金額が「3. 予定価格」を超過した場合

カ その他、公平性に影響を与える行為があったと認められる場合

(5) 著作権等の権利

企画提案書等の著作権は、当該企画提案書等を作成した者に帰属するものとします。ただし、業務実施先に選定された者が作成した企画提案書等の書類については、本学が必要と認める場合には、本学は、業務実施先にあらかじめ通知することによりその一部または全部を無償で使用（複製、転記または転写をいう。）するこ

とができるものとします。

- (6) 企画提案書に記載された内容は、特に明記がない場合、業務実施後に追加費用を伴わず実施できるものとします。
- (7) 提案者は、公募型プロポーザル方式の実施後、不知または内容の不明を理由として、異議を申し立てることはできません。

16. 配布資料

- (1) 契約書（案）
- (2) 公立大学法人滋賀県立大学の広報に在り方に関する現状調査および分析業務委託仕様書
- (3) 【様式1号】参加申込書
- (4) 【様式2号】法人等の概要
- (5) 【様式3号】業務受託実績調書

17. 問い合わせ先

滋賀県立大学 事務局経営企画グループ（企画・研究担当）

TEL : 0749-28-8506

FAX : 0749-28-8470

E-Mail : keiei_kikaku@office.usp.ac.jp

[注1]

1. 取扱規程第3条に規定する者に該当しない者であること。

—公立大学法人滋賀県立大学契約事務取扱規程—

(一般競争入札に参加させることができない者)

第3条 特別の理由がある場合を除くほか、一般競争入札に当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者および破産者で復権を得ない者を参加させることができない。

2 次の各号の一に該当すると認められる者をその事実があった後2年間一般競争入札に参加させないことができる。その者を代理人、支配人その他の使用人または入札代理人として使用する者についても、また同様とする。

(1) 契約の履行に当たり、故意に工事もしくは製造を粗雑にし、または物件の品質もしくは数量に関して不正の行為をした者

(2) 競争入札において、その公正な執行を妨げた者または公正な価格の成立を害し、もしくは不正の利益を得るために連合した者

(3) 落札者が契約を締結することまたは契約者が契約を履行することを妨げた者

(4) 監督または検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者

(5) 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者

(6) 前各号の一に該当する事実があった後2年を経過しない者を契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者

2. 滋賀県物品関係指名等停止基準その他の滋賀県の機関が定める指名停止等の基準または公立大学法人滋賀県立大学における物品購入等契約に関する取引停止等の取扱要綱による取引停止等の措置期間中でないこと。

3. 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号から第4号までまたは第6号の規定に該当しない者であり、かつ、次のいずれにも該当しない者であること（会社の役員など実質的に営業に参与している者についても、次のいずれにも該当しないこと。）。

ア 暴力団員等（滋賀県暴力団排除条例（平成23年滋賀県条例第13号）第2条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）

イ 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を与える目的を持って、暴力団（滋賀県暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）または暴力団員等を利用している者

ウ 暴力団または暴力団員等に対して資金等を供給し、または便宜を供与するなど、直接的もしくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、または関与している者

エ 暴力団または暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者

オ 上記（ア）から（エ）のいずれかに該当する者であることを知りながら、これを不当に利用するなどしている者

(2) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）第5条第1項に規定する観察処分を受けた団体およびその構成員でないこと。